

サービスコード		サービス内容略称	算定単位		合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
A2	1111	Ⅰ	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度)	1176単位	1176	1月につき
	2111		訪問型独自サービスⅠ日割			39単位	39	1日につき
	1211		訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・要支援2 (週2回程度)	2349単位	2349	1月につき
	2211					訪問型独自サービスⅡ日割	77単位	77
	1321		訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ)	要支援2 (週2回を超える程度)	3727単位	3727	1月につき
	2321		訪問型独自サービスⅢ日割			123単位	123	1日につき
	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 10% 減算		1月につき
	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の 15% 加算		1月につき
	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割				所定単位数の 15% 加算		1日につき
	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10% 加算		1月につき
	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の 10% 加算		1日につき
	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算		1月につき
	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5% 加算		1日につき
	4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算			200 単位加算	200	1月につき
	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100 単位加算	100	
	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200 単位加算	200	
	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の137/1000 加算		
	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の100/1000 加算		
	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の 55/1000 加算		
	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		(3)で算定した単位数の90%加算		
	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)		(3)で算定した単位数の80%加算		
6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の63/1000 加算			
6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の42/1000 加算			
8310	訪問型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応			所定単位数の 1/1000 加算			

(注1) 令和3年度介護報酬改定における新設は青色、変更は黄色で表示しています。

(注2) 同一建物減算、令和3年9月30日までの上乗せ分、処遇改善加算、特定処遇改善加算、特別地域加算及び中山間地域に係る加算は、介護予防訪問型サービスⅠ及びⅡで共通して使用するコードです。